

公立大学法人大阪におけるネーミングライツに関する基本方針

1 目的

ネーミングライツは、本法人との協定により、施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ・シンボルマークまたは愛称（以下、「愛称等」という。）を付与し、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、自己収入の拡大促進を図ることにより、本法人の教育研究環境の向上を図るための新たな財源を獲得することを目的とする。

（ネーミングライツ・パートナーについて）ネーミングライツ・パートナーは本法人との協定により本法人所有の施設等に愛称等を付与できる。また、本法人施設及び構内に愛称等のサイン等を設置できる。

2 対象施設

ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、対象となる施設等は、審査委員会で協議の上決定する。

3 募集の方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとする。募集要項および対象となる施設等を公表し、ネーミングライツ・パートナーを広く一般に募集する。

4 協定期間

協定期間については個々の協定ごとに定めるが、原則3年以上とする。なお、協定期間の更新に合意した場合の更新後の協定期間の末日は、更新前の協定期間の末日から3年以上後の日とする。

5 応募資格

応募できるのは、本法人の理念およびビジョン、ならびに本法人が教育研究機関であることを理解の上、ネーミングライツを希望する法人等とする。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する法人は応募資格がないものとする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むものおよび当該に類する事業を行うもの
- ・行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・社会的問題をおこしているもの
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下

にあるもの

- ・公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第2条第1項第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当するもの
- ・公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けているもの
- ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ・賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ・政治団体
- ・宗教団体
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っているもの
- ・国税、地方税等を滞納しているもの
- ・その他ネーミングライツを付与する法人等として適当でないと認められるもの

6 愛称等の付与

命名する愛称等については対象施設等の運営に支障をおよぼさないものとし、本法人の信用または品位を害するおそれのあるものや、教育研究等の観点から愛称等として適当ではないと認めるものは除く。愛称等については本法人で審議の上、最終決定する。ただし、上記の観点から愛称等の変更を求めることがある。

本法人の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、原則として協定期間中の愛称等変更はできないものとする。

大学、高専の施設にふさわしい愛称等とし、次にあげるものは認められません。

- ・法令等の規定に違反するもの、または違反するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの、または反するおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告および個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- ・本法人の信用または品位を害するおそれのあるもの
- ・人権を侵害するおそれのあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・個人情報に係るもの
- ・「記念」、「メモリアル」等の寄付により付与された名称と混同されるおそれがあるもの

- ・当該施設の機能・役割に支障をきたすおそれがあるもの（例えば、講義室・試験会場としての機能を維持することが困難である場合等）
- ・その他本法人が愛称等として適当ではないと認めるもの

7 愛称等の表示

愛称等の表示に係る費用は、ネーミングライツを得た法人等が負担する。協定期間満了後の原状回復に係る費用も同様とする。

8 協定の締結・更新

ネーミングライツ・パートナー決定後、本法人とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結する。

協定締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナーおよび協定期間等を公表する。また、ネーミングライツ・パートナーは、協定期間の更新を希望するときは、その理由を付して協定期間の末日の6ヶ月前までにその旨を本学に通知することで優先的に交渉することができる。なお、協定更新時にネーミングライツ・パートナーズが応募資格要件を欠くことになった場合は、協定の更新は行わない。

9 費用の分担

サイン等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

協定締結後の本法人内 Web サイト等掲載の費用は、本法人が負担する。

10 リスクの責任分担

新たに設置した愛称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任および負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととする。ただし、本法人の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではない。

11 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くことになった場合、又は信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、法人は期間満了を待たずに協定を解除できることとする。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。